

3. 岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業調査委員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉サービス第三者評価事業実施要綱第8条の規定に基づき設置する調査委員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 調査委員は、岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）及び岐阜県社協福祉サービス第三者継続評価事業（以下「継続評価事業」という。）を受審する社会福祉事業者（以下「受審事業者」という。）の組織運営や事業内容について、所定の調査項目及び調査方法により調査し、その結果を評価事業にあつては、調査報告書、継続評価事業にあつては、改善内容報告書としてまとめ、福祉サービス第三者評価事業運営委員会評価部会（以下、「評価部会」という。）に提出する。

2 調査委員は、評価事業及び継続評価事業（以下、「評価事業等」という。）について、評価部会に出席し、提出した調査報告書及び改善内容報告書について説明する。

3 調査委員は、調査の過程で生じた疑問や解決困難な問題についての事柄と所見をまとめ、福祉サービス第三者評価事業運営委員会に提出する。

(調査基準)

第3条 調査委員は、岐阜県社協福祉サービス第三者評価基準及び改善計画書により調査する。

(調査の方法)

第4条 調査は書面調査と訪問調査とする。

2 調査委員は、受審事業者の事業所を訪問し、所定の項目により関係者と面談してヒアリング調査を行う。

3 調査委員は、訪問調査を行う前には、書面調査として行った受審事業者の自己評価及び改善計画書を十分に調べるなど事前準備を行う。

4 調査は、受審事業者ごとに調査委員がグループを組みあたるものとする。また、一つの受審事業者に対するグループの構成は3名を原則とする。

(報告書等の作成)

第5条 報告書等は、当該受審事業者の調査委員による合議によって作成する。

(調査委員の委嘱)

第6条 調査委員は、次に掲げる区分から人材を得て、本会会長が委嘱する。

(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると本会会長が認める者

(2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると本会会長が認める者

(調査委員の任期)

第7条 調査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した調査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査委員の報酬)

第8条 調査委員が行う調査活動等に報酬を支払う。

2 報酬の額等については本会の規定による。

(研修)

第9条 調査委員は、所定の研修を受けるものとする。

(委任)

第10条 その他調査委員に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(事務局)

第11条 調査委員に関する事務は本会福祉サービス評価センターが行う。

附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。